

令和7・8年度 建設工事・土木施設維持管理業務の委託に係る 競争入札参加資格申請（定期申請）の手続等について（概要）

令和7・8年度に静岡県が発注する建設工事及び土木施設維持管理業務の委託に係る競争入札に参加するために必要な、資格の申請に関する概要等は以下のとおりです。

申請方法等の詳細については、10月中旬頃、県ホームページ等で別途お知らせします。

なお、今回の「令和7・8年度 建設工事競争入札参加資格申請」及び「令和7・8年度 土木施設維持管理業務の委託に係る競争入札参加資格申請」から、**県ホームページに掲載する入札参加資格者名簿への登載をもって資格認定通知に代えるものとします。（通知書は発送しません。）**

また、「令和7・8年度定期申請 事前の御案内」にて周知しておりましたが、「有効な経営規模評価の審査基準日について」ですが、**今回の定期申請から有効となる範囲を変更することに伴い、今回に限り特別措置を設けることとしました。**詳細は、本紙「4 有効な経営規模評価の審査基準日の変更に伴う特別措置について」を御覧ください。

1 資格申請に必要な要件

(1) 建設工事の申請

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 申請しようとする業種について、原則として、審査基準日（決算日）が令和5年6月1日以降の経営事項審査を受け、令和6年12月31日までに総合評定値通知書が発行されていること。（ただし、特別措置を希望する場合は、令和7年1月末までに経営事項審査を受けていること。）
- ③ 静岡県税（法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- ④ 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- ⑤ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に事業所単位で加入している（適用除外は除く。）こと。

(2) 維持管理業務の申請

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 静岡県税（法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

③次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等(個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者
- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

2 申請方法及び受付期間(予定)

申請は原則電子申請によるものとし、事情により電子申請できない場合及び静岡県が指定した申請者(共同企業体(経常)、事業協同組合等)に限り、紙申請による申請を行ってください。電子申請の利用に御理解・御協力をお願いいたします。

(1)電子申請(予定) 令和6年11月11日(月)から12月24日(火)

(2)紙申請 会場:県庁会場(県庁別館9階第二会議室)

**日時:令和7年1月20日(月)から1月24日(金)までの間で、
後日公表する日時(地区別に指定)**

3 格付について

建設工事の入札参加資格については土木一式、建築一式、管、電気の4業種のみ格付を行います。

4 有効な経営規模評価の審査基準日の変更に伴う特別措置について

前回の入札参加資格申請では、審査基準日が「令和3年10月1日から令和4年9月30日のもの」を有効とし、総合点数算出にも審査基準日とその期間であるものを適用していました。

今回の令和7・8年度建設工事入札参加資格定期申請からは、申請書類の不備・不足を防ぐために、審査基準日の見直しを行い、「**審査基準日が、令和5年6月1日以降のもので、かつ、令和6年12月31日までに総合評定値通知書が発行されているもの。**」を有効とし、その経営事項審査結果を総合点数算出に使用します。

なお、令和5年6月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものを有効とします。

ただし、これまで審査基準日が8月又は9月で、翌年の1月や2月に総合評定値通知書が発行されていた方については、**今回の令和7・8年度建設工事入札参加資格定期申請に限り、令和7年1月末までに受審した経営事項審査の総合評定値通知書を使用可能**とします。この特別措置は、今回の定期申請に限り、かつ、**入札参加資格申請時に「特別措置を希望する」旨、回答(※1)いただいた方にのみ適用**しますので、御留意ください。

(※1) 電子申請を御利用いただく場合は、入札参加資格の電子申請フォーマット内に、特別措置を希望するかどうかの設問を設ける予定です。紙申請を御利用いただく場合は、入札参加資格申請書類の様式内に、特別措置を希望するかどうかの設問を設ける予定です。

<図解>

(参考) 前回までの運用

	令和5年												令和6年												令和7年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月				
1月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
2月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
3月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
4月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
5月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
6月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
7月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
8月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
9月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
10月決算	決算処理												経審	結果通知															
11月決算	決算処理												経審	結果通知															
12月決算	決算処理												経審	結果通知															

経審の審査基準日が9/30までのものが有効

有効な経審結果通知書到着日 (期限なし)

↓ 令和7・8年度建設工事入札参加資格定期申請から

	令和5年												令和6年												令和7年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月				
1月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
2月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
3月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
4月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
5月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
6月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
7月決算	事業年度												決算処理			経審	結果通知												
8月決算	決算処理												経審	結果通知															
9月決算	決算処理												経審	結果通知															
10月決算	決算処理												経審	結果通知															
11月決算	決算処理												経審	結果通知															
12月決算	決算処理												経審	結果通知															

* 今回からの変更
令和6年12月末までに結果通知書が発行されている経営事項審査が有効

* 特別措置
令和7年1月末までに経営事項審査を受審する場合、希望すればその結果を使用可能

有効な経審結果通知書到着日 (12/31)

<問合せ先>

静岡県交通基盤部建設業課 建設業班

TEL: 054-221-3059